



春の全国交通安全運動

4月6日(日)～4月15日(火)



☆スローガン「新入学児童・園児を交通事故から守ろう」

●幼児・児童の保護者の皆様へ

子どもの特性

- ・一つのものに注意が向くと、周りのものが目に入らなくなる
- ・衝動的な行動を起こす
- ・抽象的な言葉ではよく理解できない
- ・大人の真似をする



子どもに教えるときは「右左右を見て渡ろう」だけでなく、「車は来ていないかな?」「運転手さんの目を見た?」など具体的な言葉で話しましょう。また、家庭で通学路の危険な箇所について話し合ひましょう。

●自動車・自転車の運転者の方へ

信号のない横断歩道では歩行者が優先！



信号のない横断歩道で横断しようとする人がいたら一時停止し、歩行者が横断できるようにしましょう。また、歩行者がいるにもかかわらず、一時停止しないことは「横断歩行者等妨害」の違反です。違反をせず事故を起こさないためにも、ゆとりをもって運転しましょう。自転車も歩行者の横断を妨害してはいけません。

4月10日(木)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

回 覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

裏面もあります→

※春の全国交通安全運動の詳しい取組は、藤沢市の HP で閲覧できます
 藤沢市交通安全対策協議会
 事務局：藤沢市防犯交通安全課 Tel 0466-50-8250(直通)



自転車のルールを再確認！！

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



親子乗り自転車～ルールを守って安全に～

自転車＋保護者＋幼児で
総重量は100kg超も！



重量が重くなるほど、転倒したときや衝突したときの衝撃は大きくなり、重大な事故につながります。

慎重な運転を心がけましょう。

また、大人も子どももヘルメットは必ず着用しましょう！

罰則強化！自転車のながらスマホと酒気帯び運転

令和6年11月1日道路交通法改正



× 運転中のスマートフォン等での通話や、画面注視の禁止。



× 酒気帯び運転のほか、酒類提供者などにも罰則を整備。

詳細はHPへ→

